

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

制度の詳細な内容は、各窓口へお問い合わせいただくか、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ」ページをご覧ください。

クーポン券・チケット・観光券	<p><b>市</b></p> <p>コロナに負けるな！ おうみはちまん じもと応援クーポン (第3弾)</p>	<p>おうみはちまん じもと応援クーポンが好評のため、切れ目のない支援継続を目的として第3弾を実施します。税込み1,000円の買い物につき1枚使える500円のクーポン券6枚つづり(3,000円分)世帯員1人につき1冊を全世帯に配布します。</p> <p>配布対象者／令和3年7月1日時点で、本市の住民基本台帳に記載されている、昭和32年4月2日以降に生まれた人</p> <p>使用期間／9月11日から令和4年2月28日まで</p> <p>配布方法／8月末に、世帯主宛てに世帯員の人数分のクーポン冊子を送付する予定です。</p>	<p>市民生活・産業支援室 <b>36-5589</b> <b>0570-038-999</b></p>
	<p><b>市</b></p> <p>地域応援シニア向け チケット事業</p>	<p>じもと応援クーポン事業第3弾を実施するにあたり、高齢者には上記クーポンではなく商品券化することにより、高齢者にとってより使いやすくなりました。200円のチケット15枚つづり(3,000円分)世帯員1人につき1冊を全世帯に配布します。</p> <p>配布対象者／令和3年7月1日時点で、本市の住民基本台帳に記載されている、昭和32年4月1日以前に生まれた人</p> <p>使用期間／9月11日から令和4年2月28日まで</p> <p>配布方法／8月末に、世帯主宛てに世帯員の人数分のクーポン冊子を送付する予定です。</p>	
	<p><b>市</b></p> <p>ふるさと観光券事業</p>	<p>地元の観光事業者を支援し、地元の観光資源を見直す機会を提供することを目的とし、ふるさと再発見ガイドブックを作成します。市民限定でガイドブック掲載商品を購入できる1万円分の観光券を5千円で販売します。</p> <p>使用期間／10月から令和4年1月まで(予定)</p> <p>ガイドブック配布時期／9月中(予定)</p> <p>観光券販売時期／10月(予定)</p>	
給付金など	<p>新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金</p>	<p>緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯などで、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。</p>	<p>市福祉暮らし仕事相談室 <b>36-5583</b></p>
	<p>労災保険の休業補償</p>	<p>業務または通勤により新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。平均賃金の80%を補償します。</p>	<p>東近江労働基準監督署 <b>41-3367</b></p>
	<p>国民健康保険などの 傷病手当の支給</p>	<p>国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人で、新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。</p>	<p>市保険年金課 <b>36-5501</b></p>

給付金など	<p>授業料などの減免・給付型奨学金の支給</p>	<p>家計が急変し、収入が住民税非課税世帯相当まで減少する場合、または、生計維持者が解雇などをされた場合で、学費などの支援が必要であれば、授業料などの減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。</p>	<p>各学校の窓口 日本学生支援機構 <b>0570-666-301</b></p>
	<p>職業訓練受講給付金</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者の人は、無料で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の職業訓練受講給付金を受給できます。</p>	<p>ハローワークプラザ近江八幡 <b>33-8609</b></p>
	<p>文化芸術公演支援事業</p>	<p>感染拡大予防ガイドラインを順守しながら、県内文化施設で文化芸術公演を実施した利用者に施設使用料の2分の1を支援します。 対象公演／令和3年4月1日から令和4年3月28日までの間に実施する公演 申請期限／令和4年2月28日まで</p>	<p>文化芸術公演支援事業事務局 <b>077-523-7133</b></p>
	<p>未来へつなぐしが文化活動応援事業</p>	<p>公演などの活動機会を失った文化活動関係者または団体の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し、補助金を交付します。 補助額／上限20万円 対象事業期間／令和3年4月1日から令和4年2月28日 申請期間／令和4年1月17日まで</p>	<p>未来へつなぐしが文化活動応援事業事務局 <b>077-523-7146</b></p>
	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p>	<p>中小企業で働く従業員（パート、アルバイト含む）に、休業前賃金の8割または6割（日額上限9,900円）を支給します。大企業に雇用されるシフト制労働者などで、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない人も対象です。 ※休業した期間により申請期限が異なります。</p>	<p>休業支援金・給付金コールセンター <b>0120-221-276</b></p>
貸付	<p>緊急小口資金（主に休業者向け）</p>	<p>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。 据置期間／貸付日から1年以内 返済期間／据置期間経過後2年以内 貸付額／20万円以内 申込期限／令和3年8月31日</p>	<p>市社会福祉協議会 <b>32-1781</b></p>
	<p>総合支援資金（主に失業者向け）</p>	<p>生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しします。 据置期間／貸付日から1年以内 返済期間／据置期間経過後10年以内 【貸付額】単身世帯／月15万円以内 複数世帯／月20万円以内 申込期限／令和3年8月31日</p>	<p>個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター <b>0120-46-1999</b></p>
	<p>授業料などの貸与型奨学金の貸付</p>	<p>家計が急変し、学費などの支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。</p>	<p>日本学生支援機構 <b>0570-666-301</b></p>

住まい	住居確保給付金の支給	<p>離職などにより住居を失った、または、失うおそれのある人に、就職に向けた活動をすることなどを条件に原則3カ月間、家賃相当額（上限あり）を支給します。</p> <p>要件／離職・廃業から2年以内であること。やむを得ない休業などにより収入を得る機会が減少し、離職などと同程度の状況にあること。など</p>	<p>市福祉暮らし仕事相談室 36-5583</p>
	市 公営住宅での一時的な受け入れ	<p>解雇などにより、住居の退去を余儀なくされた人を対象に、市・県営住宅の空き住戸を一時的に提供します。</p>	<p>【市営住宅】市住宅課 36-5511 【県営住宅】県住宅課 077-528-4234</p>
猶予・減免	税の納付猶予	<p>市・県・国税の支払いが困難なとき、猶予が認められる場合があります。</p>	<p>【市税】市収納・債権対策課 36-5504 【県税】県中部県税事務所 22-7707 【国税】 大阪国税局猶予相談センター 0120-527-363 近江八幡税務署 33-3141</p>
	介護保険料の減免	<p>介護保険料の支払いが困難なとき、減免が認められる場合があります。</p>	<p>市介護保険課 33-3511</p>
	国民健康保険料などの減免	<p>国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の支払いが困難なとき、減免が認められる場合があります。</p>	<p>市保険年金課 36-5751</p>
	国民年金保険料の免除や納付の猶予	<p>国民年金保険料の納付が困難なとき、免除や納付の猶予が認められる場合があります。</p>	<p>市保険年金課 36-5502</p>
	市 上下水道料金の支払い猶予	<p>水道料金を一時的に納付できない人に対し、納期の延長や分割納付の相談を受け付けます。</p>	<p>市水道事業所お客様センター 33-1661</p>
	生活資金償還金の支払い猶予	<p>母子父子寡婦福祉資金の償還が困難なとき、猶予が認められる場合があります。</p>	<p>市子ども支援課 36-5562 県こども青少年局 077-528-3554</p>

子育て	<p><b>低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯)</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を支給します。 対象／児童扶養手当受給世帯や収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人 給付額／児童 1 人当たり一律 5 万円 申請期間／令和 4 年 2 月 28 日まで ※令和 3 年 4 月分の児童扶養手当が支給される人は申請不要です。</p>	<p>市子ども支援課 <b>36-5562</b> ひとり親世帯臨時特別給付金 コールセンター <b>0120-400-903</b></p>
	<p><b>低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。 対象児童／平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日までの間に出生した児童 ※特別児童扶養手当の対象である障がい児の場合は、平成 13 年 4 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日支給対象者 1. 令和 3 年度の住民税均等割が非課税の人 2. 令和 3 年 1 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税非課税と同等の水準になった人(家計急変者)など 給付額／児童 1 人当たり一律 5 万円</p>	<p>市子ども支援課 <b>36-5562</b></p>
	<p><b>高等職業訓練促進給付金</b></p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため、月額 10 万円(住民税課税世帯は月額 70,500 円)を支給します。また、今年度は対象期間と資格が緩和・拡充されます。 訓練期間／1 年以上⇒6 か月以上 取得する資格の範囲／資格看護師、保育士などの国家資格⇒デジタル分野などの民間資格も対象に</p>	
その他	<p><b>国民健康保険被保険者 資格者証の取り扱い</b></p>	<p>新型コロナウイルスの感染が疑われる人が、県の指定する診療・検査医療機関を受診した際に、資格者証を提示した場合、通常の被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診できます。</p>	<p>市保険年金課 <b>36-5751</b></p>
	<p><b>市 防災活動事業</b></p>	<p>災害時の避難所での 3 密を回避するためのスペース確保、飛沫防止のためのワンタッチパーテーション(ファミリールーム)の整備とともに女性に配慮したスペースの確保やプライバシーに配慮するため更衣室や授乳室に活用できるコロナウイルスなどの感染症対策の一環として、有事の際の授乳室など、多用途での使用が可能となる「災害対策用プライベートルーム」を配備します。また、これらを備蓄するための倉庫を同時に整備します。</p>	<p>市危機管理課 <b>33-4192</b></p>